相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区南千住七丁目五三番地、最後の住所東京都墨田区墨田一丁目六番一一一二〇一号美原ハイツ

被相続人　亡　浅野　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十三日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　清水　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南二丁目二六六番地、最後の住所横浜市中区日ノ出町二丁目一三〇番地　相沢方　被相続人　亡　太田　親愛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十三日

横浜市戸塚区戸塚町一二一番七　オセアン戸塚町ビル二階

相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県小千谷市土川二丁目六番、最後の住所新潟県小千谷市土川二丁目六番一七号

被相続人　亡　松澤　平一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十三日

新潟県新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル七階　白山パーク法律事務所　相続財産管理人弁護士　米山　一史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所山梨県山梨市上之割三六七番地の一―C―一〇四

被相続人　亡　松原昌成こと　孫　翼均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十三日

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一二号

相続財産管理人　弁護士　小宮山　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南市岡田二丁目一八四番地の一二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　後舎　加美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十三日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁一番一一一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市湯田温泉六丁目一一一七番地一六、最後の住所山口県山口市吉田三〇八三番地　B一―一〇一号

被相続人　亡　原田　和ヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十三日

山口県山口市中尾五四四番地三

相続財産管理人　河内　万充

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十二月十三日

一　墳墓等所在地　兵庫県尼崎市武庫之荘二丁目一　墳墓等の名称　生津墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　兵庫県尼崎市武庫之荘西二丁目四四―二一　生津墓地管理委員会代表　辰巳　博

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年12月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社インターナショナル・ビレッジ・インスティテュート（アイ・ブイ・アイ）　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３―274号　④株式会社インターナショナル・ビレッジ・インスティテュート　宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目36番１号　代表取締役　石澤忠孝　⑤本社営業所　仙台市青葉区小松島４丁目３番１号　東北高等学校内　⑥平成12年11月30日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目36番１号　株式会社インターナショナル・ビレッジ・インスティテュート　代表取締役　石澤忠孝

B　①株式会社リーフトラベル　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３―324号　④株式会社リーフトラベル　宮城県宮城郡利府町青山４―23―４　代表取締役　添田則夫　⑤本社営業所　宮城県宮城郡利府町青山４―23―４　⑥平成19年12月５日　⑧平成22年９月30日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県宮城郡利府町青山４―23―４　株式会社リーフトラベル　代表取締役　添田則夫

B　①株式会社アーバネットプロデュース　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3347号　④株式会社アーバネットプロデュース　東京都渋谷区代々木四丁目３番23号　代表取締役　米世哲浩　⑤本社営業所　東京都渋谷区代々木四丁目３番23号カーサ参宮橋Ｂ１Ｆ　⑥平成６年６月21日　⑧平成22年６月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区代々木四丁目３番23号　株式会社アーバネットプロデュース　代表取締役　米世哲浩

B　①株式会社チャイナタウン（北辰旅行）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5931号　④株式会社チャイナタウン　東京都豊島区南池袋四丁目16番８号１Ｆ　代表取締役　眞田建紀　⑤本社営業所　東京都豊島区南池袋四丁目16番８号１Ｆ　⑥平成19年７月３日　⑧平成22年11月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区南池袋四丁目16番８号１Ｆ　株式会社チャイナタウン　代表取締役　眞田建紀